



★京都朝鮮学校ヘイトスピーチ1200万円賠償判決に続く勝利を！

(「ザイトク」とは民族差別暴力を得意がる在特会など卑劣ファシストの総称)

戸田襲撃ザイトク宮井への賠償裁判が10/25結審か

★10/25(金)10:20~35に大阪地裁玄関前で傍聴抽選、11時に408号法廷で開廷！

メガネ泥棒＝ザイトク宮井への56万円賠償請求の「追い込み見物」に大結集を！

宮井将(まさる)



大阪府門真(かどま)市議：戸田ひさよし 「革命21」党員議員(議会では「無所属」)
連帯ユニオン近畿地本顧問・連帯ユニオン議員ネット代表

事務所：大阪府門真市新橋町12-18 三松マンション207 TEL: 06-6907-7727 FAX: 06-6907-7730

アドレス: toda-jimu1@hige-toda.com HP: <http://www.hige-toda.com/> (2013年8/25発行)

★ザイトクと断固闘う戸田が、2010年4/7戸田襲撃一味の「メガネ泥棒のザイトク宮井将(まさる)」
に対して56万5300円の民事賠償請求を7/12に提訴し、9/20に第1回法廷が行なわれた！

(メガネ実費6万5300円+慰謝料50万円=56万5300円)大阪地裁第24民事部1係A、「平成25年(ワ)第7963号」

これは、「絶対に勝てる事が約束されている」裁判なのだ！

なぜなら、2010年7/13に「窃盗罪」で逮捕された宮井将は、警察調書でも検事調書でも「犯行事実」を自分で認め、さらに検事調書では「戸田さんに謝って弁償したい」旨の「改悛の情」まで述べているからだ。

その実態は、起訴を「翌日に眼鏡を捨てた『器物損壊』」にねじ曲げて、4/10襲撃事件の追及にフタをして略式起訴で非公開の非公開略式裁判に持ち込んで「国家への罰金支払い」決定だけで集結させようと誘導した大阪地検の横路検事に迎合した保身行動に過ぎないのだが、そうであっても、「実際には戸田の謝罪も弁償も全くしない」という行動によって、ウソの「改悛の情」で裁判所を騙した事実は、今回の提訴によって痛烈に裁かれる事になる。

☆9/20法廷：「見てくれ立派で中味はバカ」を晒した宮井、圧倒的不利に！戸田の痛烈指摘に反論不能

戸田と向かい合わせの被告席に座った宮井将(まさる)を見て驚いたのは、2010年当時のチンピラにいちゃんなした姿とは全然違っていった事。これでは街中で遭遇しても宮井将とは(戸田には)全然分からない。

今の宮井は「恰幅のいい社会人」という感じで、ガッシリした体格に半袖ワイシャツとネクタイとオシャレメガネ。人相は「あやしい不動産屋の社長」という感じで、丸坊主頭とアゴ下にだけ集中させて伸ばした黒いアゴヒゲが「普通の社会人ではない」事を匂わせている。それに芸能人っぽいオシャレメガネをかけて「結構つぶらな瞳」だった。

戸田は開廷前や開廷直後の時間に、都合4回ほど「宮井くん、検察調書の時のように、『戸田さんには申し訳ないと思っています。弁償を考えてます』と言ってごらんよ」と優しく諭してあげたり、「宮井くんは何をして収入を得ているの？」と聞いてあげたりしたが、宮井にとってこれは触れたくない話のようで、全く答えるそぶりもせず、ただただ聞こえていないように振る舞っていたのがおかしかった。「コラ戸田あ！」と罵声を上げる輩なのに裁判では猫かぶりか？

◆裁判官が宮井に対して、「眼鏡を奪った事は認めるか？原告が主張するような事が検察調書に書いてあるか？」と質問した！ それに対して宮井は、(奪った事を)「認めます」、(検察調書で「戸田さんに誤りたい、弁償したい」と書いてある事を)「そうです」と全て認めた！

一方戸田は、「眼鏡を奪ったが自分の使用や利得のためではないから窃盗ではない」という宮井の詭弁主張について、「戸田から奪った事を仲間内に自慢して賞賛されるという利益を得ている。馬鹿な高校生が万引きして自慢するような心理だ。窃盗でないという詭弁は許されない」、と指摘した。(宮井はこれに何も反論出来ずにダンマリ)

■戸田圧勝雰囲気の中に次回日程を決めて裁判終了した後に、「恰幅のいい社会人」姿の宮井から出てきたのは、「原告はHPで『裁判終了後に裁判所内か近所で総括集会をする』って書いてるんです。裁判所内で集会をする事は違法な行為なので、裁判所からそれをはっきりと禁止して下さい」という言葉だった！ 告げ口小学生かい？！

「見てくれ立派で中味はバカ」という事を、裁判の最後に満天下に晒してくれた眼鏡ドロボーの宮井くんであった！

※傍聴のザイトクは、京都の純心同盟本部長の山本、関西そよ風の望月紀李、中年男、若いメガネの男の計4人。若い男は、閉廷後に戸田に突如大声で文句をつけてきたが、「目がいっちゃってる」ような感じでカルトっぽかった。

◆「反論書出したい」と言っていた宮井だが、結局「出しません」と裁判所に連絡している。もうお手上げなんだろう！裁判敗北必至の宮井とザイトク連中のを唾のめしてやるため、「裁判見物傍聴」を大々的に呼びかける！

【言 状】（抜粋）

2013（平成 25）年 7 月 1 2 日 枚方簡易裁判所 御中

原 告 戸田 久和（とだ ひさよし）（門真市市議会議員）

（原告住所等は略）

京都市東山区今熊野剣宮町●一●

被 告 宮井 将（みやい まさる）

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 56 万 5 3 0 0 円 貼用印紙額 金 6 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金 56 万 5300 円及び、これに対する 2010（平成 22）年 4 月 7 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 1：原告は・・・4 期連続当選を果たして現在、門真市議会議員の地位にあるが〔甲第 1 号証〕、
2010（平成 22）年 4 月 7 日夜に JR 大阪駅南側歩道橋を帰路通行中に「在特会」や「主権回復会」らの民族差別ヘイトスピーチ暴力集団（以下、これらの団体個人を単に「ザイトク」と略称する）に襲撃され、蹴られたり、
6 万 5300 円相当のメガネを奪われるという被害に遭った。〔甲第 2 号証 1. 2. 3.〕
これについては、同年 4 月 30 日に曾根崎警察署に対して刑事告訴を行なった。
 - 2：被告は、この刑事告訴後 3 ヶ月を過ぎた 7 月 1 3 日に眼鏡の窃盗容疑で大阪府警に逮捕され、容疑内容と氏名が同日夜に報道され、原告に対して大阪府警からも連絡があった。〔甲第 3 号証〕〔甲第 4 号証 1. 2. 3.〕
 - 3：同年 7 月 2 8 日付けで大阪地方検察庁の横路保慶検事より「宮井を 7/28 に器物損壊罪で起訴した」旨の処分通知が届き〔甲第 5 号証〕、・・・裁判日程を知りたくて 8/2（月）に検察庁に電話で問い合わせたところ、この「起訴」が何と略式起訴であり、7/28 起訴同日の略式裁判で、「罰金 1 0 万円」の判決がなされて終了した事を初めて知った。
判決文を示される事も、・・・何の謝罪も賠償も受けないままに事件が片づけられてしまった。
 - 4：これは、原告も傍聴する公開の裁判による厳しい処罰を求めていた原告の意向に全く反する取り扱いであり、しかも「4/7 集団暴行の中での眼鏡窃盗」として警察が逮捕したのに、「窃盗」という眼鏡の入手手段をなぜか全く問題にせず、翌日の眼鏡の遺棄のみを「器物損壊」として立件して略式起訴するという、まことに不条理な措置であった。・・・原告は強い怒りを感じ、8/26 に大阪地検に対して配達証明で抗議文を郵送した。〔甲第 6 号証〕
 - 5：（略） 6：（略）
 - 7：閲覧した警察調書においては、被告は原告を呼び捨てにし・・・検事調書になると一転して「戸田さん」と呼び、「もちろん戸田さんにも迷惑をかけたと思っています。戸田さんに対してはゆくゆく弁償したいと思っていますが誰かに仲裁役を頼むか、お金をどうやって用意するかなどを検討中です。」
「今後は市民運動をするにあたって、法に触れることのないよう注意していきたいと思います。」と、しおらしい事を述べている。
横路保慶検事は被告からこのような調書を取ることによって、簡易裁判所の裁判官に対して原告に非通知非公開のまま罰金 10 万円で終わらせる事を正当化したのではないかとと思われる。
 - 7：被告はこのように検察調書でしおらしい事を述べたものの、実際には原告に弁償するどころか、ただの一度も連絡せず、どのような形での謝罪も全く行なわずに今に至っており、その対応は極めて悪質である。
「ピアス宮井」とザイトク仲間内で呼ばれる被告は、「オレら突っ込むぞ！殺していいんやったら殺すぞ！」という言葉を用いてきたような凶悪な男であり、7/28 略式命令で被告にとって事件が「一件落着」した後には、再び嬉々としてザイトク活動に舞い戻っており、何の反省も見られない。・・・
 - 8：・・・警察・検察に訴えていくために要した種々の労力と費用、何の謝罪も賠償も与えず、被告の無反省な行動をこの 3 年 3 ヶ月もの間示され、侮辱感を与えられてきた事への慰謝料の合計は 50 万円を下るものではない。
- 最後に：・・・被告のようなザイトク集団の蛮行が蔓延した大きな一因は、・・・抗議文で指摘しておいたように、私の事件での「7/28 略式起訴」が「集団暴行して動画証拠などが豊富な事件でも、せいぜい 1 人逮捕ですぐ釈放し、略式起訴・非公開の略式裁判で終了するよ、という悪しきサインを発信してしまった事」にあります。・・・
この 3 年間の事実の推移（ザイトクによる「ヘイトスピーチ」活動の横行、ザイトクによる街頭での市民暴行の多発）を見れば、私の指摘を否定する事は誰にも出来ないはずです。

裁判所におかれましては、被告に対して厳しい処断を行なって、私が受けた損害の救済を図り、もって被告やその同類らに猛省を促し、広範な市民の安全と尊厳を守る効果を挙げられますよう、よろしくお願い申し上げます。